

## 設置者別学校数

資料 3 - 3

	計	国立	公立	私立			
				計	学校法人立	準学校法人立	その他
大学	778	86	92	600	596	0	4
短期大学	407	2	26	379	379	0	0
高等専門学校	64	55	6	3	3	0	0
専修学校	3,215	11	204	2,996	655	1,429	912
専門学校	2,948	11	200	2,716	615	1,306	795
各種学校	1,533	0	10	1,523	63	301	1,159

※専門学校の学校数は、生徒が在籍していない学校を除く。

(平成21年度学校基本調査より)

## 履修証明制度実施学校数

大学: 39大学が48プログラム実施(平成20年度末現在)

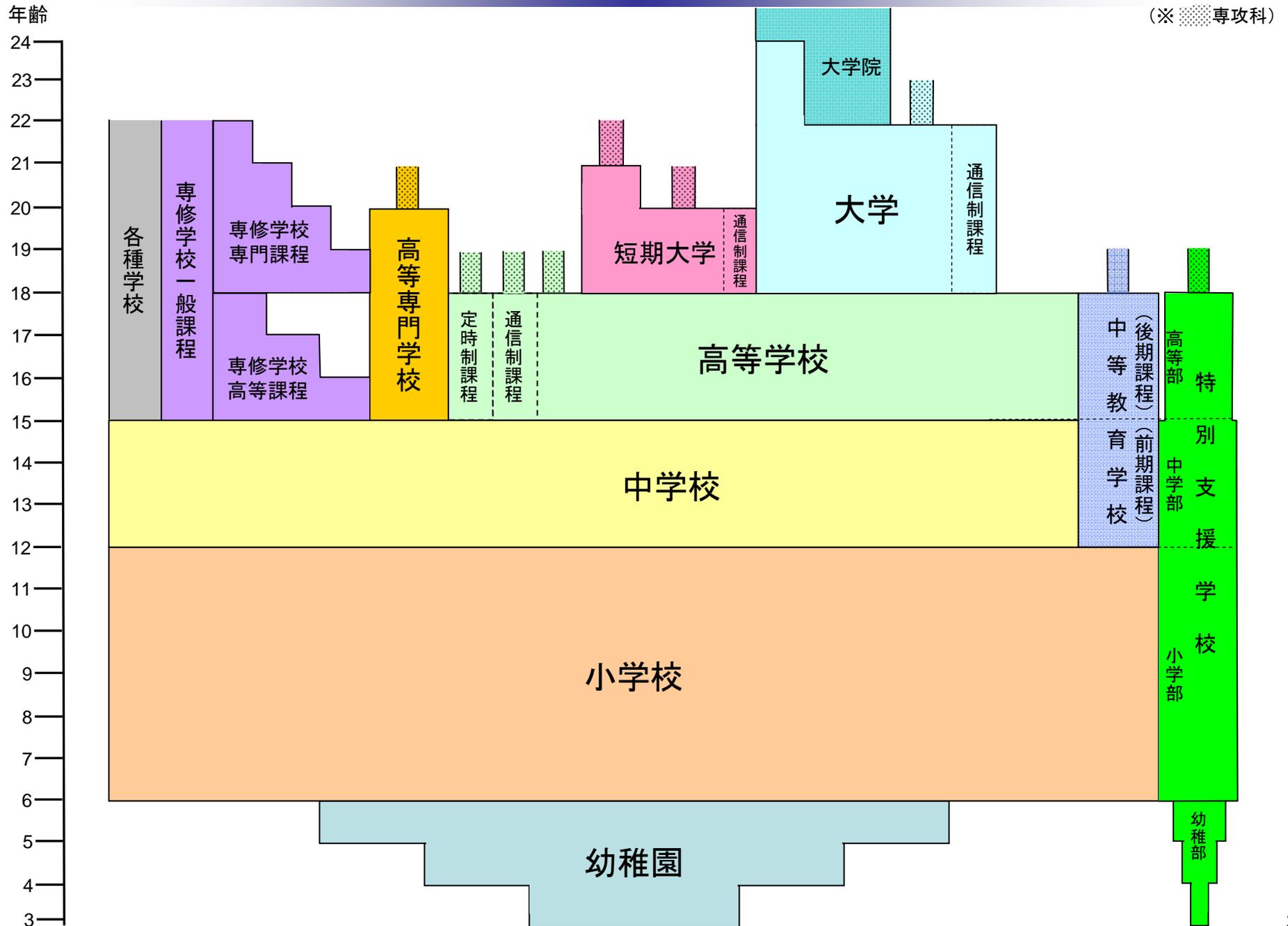
※履修証明制度とは、社会人等の学習の機会として、平成19年12月に創設された制度。学位プログラムと比較して、短時間の学習を評価できる点を生かした一層の活用が期待されている。

- 対象者: 社会人(当該大学の学生等の履修を排除するものではない)
- 内容: 大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期間: 目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校)において設定
- 証明書: プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること、及びその名称等を示した履修証明書を交付
- 質保証: プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保  
※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

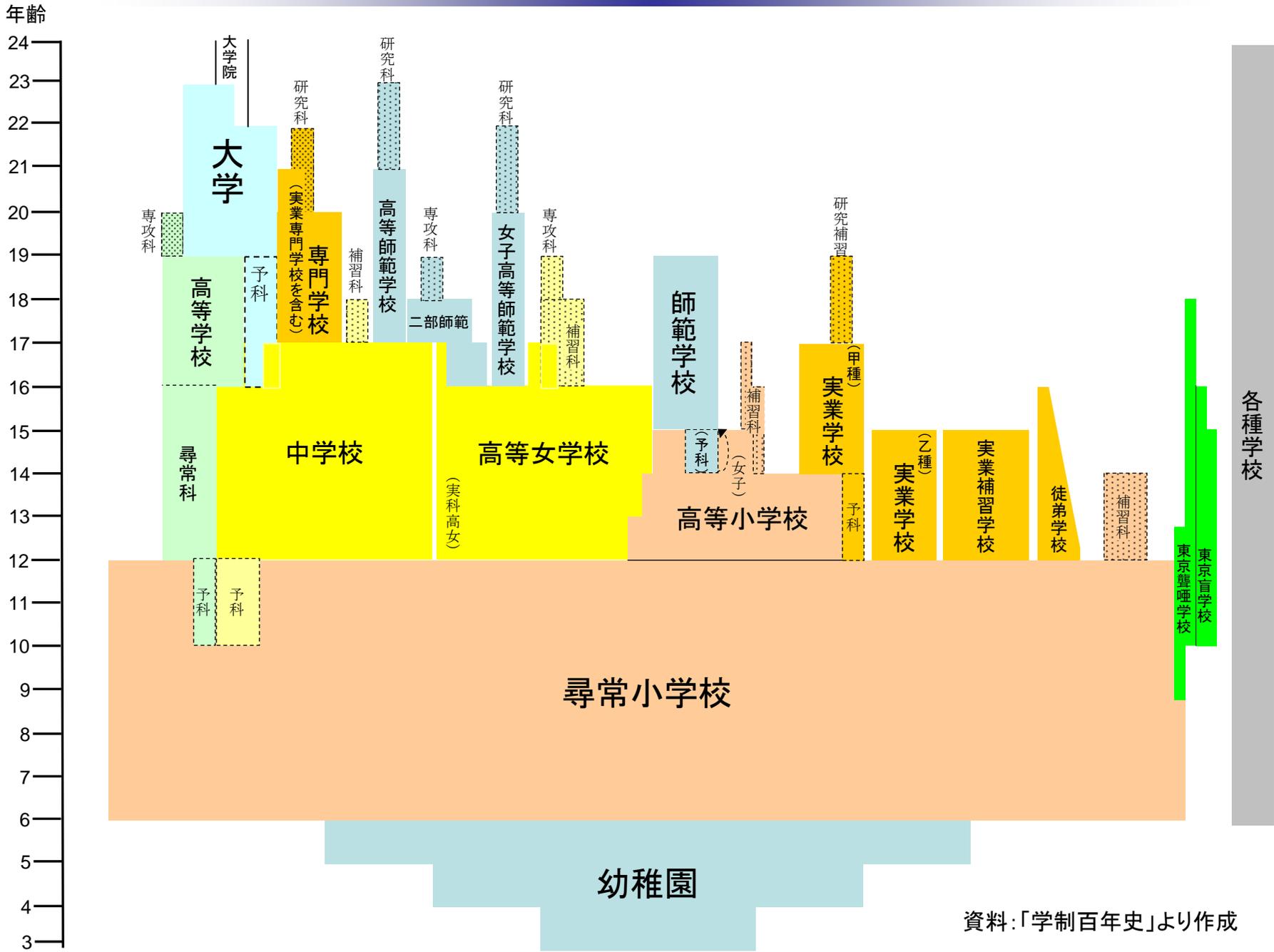
# 各学校種の主な制度

	高等学校	専修学校	高等専門学校	短期大学	大学
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
入学資格	中学校等を卒業した者等	高等課程： 中学校等を卒業した者等 専門課程： 高等学校等を卒業した者等	中学校等を卒業した者等	高等学校等を卒業した者等	
修業年限	3年 (定時制・通信制：3年以上)	1年以上	5年 (商船：5年6月)	2年又は3年	4年 (医・歯・薬・獣医：6年)
卒業・ 修了要件	74単位以上	1年以上在学 年間授業時数800時間以上 (大学に編入できる専門課程：2年以上、1700時間以上) (専門士の称号を得られる専門課程：2年以上、1700時間以上) (高度専門士の称号を得られる専門課程：4年以上、3400時間以上)	167単位以上 (うち一般科目75単位以上、 専門科目82単位以上)	2年以上在学、62単位以上 (修業年限3年の短大：3年以上在学、93単位以上)	4年以上在学、124単位以上 (医・歯：6年以上、188単位以上) (薬学：6年以上、186単位以上) (うち実習20単位以上) (獣医：6年以上、182単位以上)
教職員	置く必要のある職員： 校長、教頭、教諭、事務職員 置くことのできる職員： 副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭等	置く必要のある職員： 校長、相当数の教員	置く必要のある職員： 校長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 講師、技術職員等	置く必要のある職員： 学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 副学長、学部長、講師、技術職員等	
設置者	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体のほか、次に該当する者 ・専修学校経営に必要な経済的基礎 ・専修学校経営に必要な知識・経験 ・社会的信望	国、地方公共団体、学校法人		
設置認可	市町村立：都道府県教育委員会 私立：都道府県知事		文部科学大臣		

# 現在の日本の学校系統



# 大正8年の学校系統



資料:「学制百年史」より作成

# 職業に関する学校教育の経緯(高等教育を中心に)

## 明治前期

我が国が近代的な国家形態を取り、また教育的には近代的な学校制度を確立した時代。  
当時の社会情勢から、国民一般の教育と国家の指導者の教育に急で、産業教育には力が及ばなかった時代

### ○ 明治5年(1872年) 「学制」頒布

- ・学校を小学・中学・大学として組織  
大学：高尚な諸学を教える専門科の学校。(明治10年に東京大学創設)  
中学校：小学校を経た生徒に普通の学科を教える学校。(工業学校・商業学校・農業学校などを含む。)
- ・「学制」に専門学校を追加(6年)  
専門学校：外国教師にて教授する高尚な学校。卒業者には学士の称号を付与。当初は、農・商・工の各学校が中心
- ・工学校(工部省)、法学校(司法省)、札幌農学校など、産業関係各省の所管の下に産業教育を実施する施設が創設

### ○ 明治12年(1879年) 「教育令」公布

- ・「学制」が廃止され、小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、その他各種学校に整備  
大学校：法学、理学、医学、文学等の専門諸科を授ける学校  
中学校：高等な普通学科を授ける学校  
専門学校：専門一科の学術を授ける学校
- ・教育令を改正し、農学校、商業学校、職工学校を追加(13年)  
農学校：農耕の学業を授ける学校  
商業学校：商売の学業を授ける学校  
職工学校：百工の職芸を授ける学校
- ・この頃から、私立の専門学校が相次いで創立(後に、私立大学に発展)。  
主には、外国語教育、宗教関係、医学関係、政治法律関係
- ・「農学校通則」(16年)、「商業学校通則」(17年)が制定され、産業教育制度の整備が開始

### ○ 明治19年(1886年) 「中学校令」「帝国大学令」公布

- ・東京大学を帝国大学に改称  
帝国大学：国家の須要に応ずる学術技芸を教授し、及びその蘊奥を攻究することを目的
- ・この頃、工部大学校等の他省の教育施設を文部省に移管し、大学に合併
- ・「中学校令」では、中学校を実業教育と大学予備教育の両方を行う学校と位置付け、高等中学校と尋常中学校の2種類に分類  
中学校：実業に就こうと欲し、又は高等の学校に入ろうと欲するものに必要な教育をなす学校
- ・高等中学校は、帝国大学への基礎教育機関として普通教育を中心に発展し、実務教育は発展せず

## 明治後期

我が国の産業が日清戦争、日露戦争を契機として著しく発展し、実業教育制度が成立した時代

### ○ 明治27年（1894年）「高等学校令」公布

- ・ 高等中学校を「高等学校」と改称  
高等学校：専門学科を教授することを原則とし、特に帝国大学に入学する者のために予科を設けることができる制度
- ・ この頃、初等教育、中等教育においても、実業教育の体制が整備（実業補習学校、徒弟学校、簡易農学校など）
- ・ 実業教育費国庫補助法の成立（27年）。その後、各種実業学校が増加

### ○ 明治32年（1899年）「中学校令」「実業学校令」「高等女学校令」公布

- ・ 中学校の位置付けを変更  
中学校：男子に必要な高等普通教育をなす学校
- ・ 実業学校として、工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校を整備  
実業学校：工業、農業、商業等の実業に従事する者に必要な教育をなすことを目的

### ○ 明治36年（1903年）「専門学校令」公布、「実業学校令」改正

- ・ これまで統一的な方策のなかった専門学校を制度化し、実業教育制度が確立。  
専門学校：高等の学術技芸を教授する学校
- ・ 実業学校で高等の教育を行うものを実業専門学校とし、専門学校令の定めるところによることとし、実業学校から分離
- ・ 1年半程度の予科を持つ私立の専門学校については「大学」の名称を付けることを認可。これを受け、一部の私立の専門学校が「大学」の名称に改称

## 大正時代

第一次世界大戦を中心として飛躍的に拡大した産業に即応して、量的に発展した時代

### ○ 大正7年（1918年）「大学令」「高等学校令」公布

- ・ これまで帝国大学のみであった大学制度を改善。総合大学だけでなく、単科大学の設置、公立・私立の大学を認める。  
大学：国会に必要なる学術の理論及び応用を教授し並びにその蘊奥を攻究することを目的とし、兼ねて人格の陶冶及び国家思想の涵養に留意すべきもの
- ・ 「高等教育機関拡張計画」（7年）により、専門学校、実業専門学校などが増加。多くの専門学校が大学に移行
- ・ 高等学校は、大学予科としての性格から、高等普通教育機関の一つに位置付けを変更。公立・私立の高等学校を認める  
高等学校：男子の高等普通教育を完成することを目的とし、特に国民道徳の充実に力むべきもの
- ・ 「実業学校令」「実業補習学校規程」の改正（9年）。実業補習教育を充実

**昭和初期から  
戦時下**

世界的な経済恐慌に見舞われ、我が国経済も不況に陥り、学校における実業教育が厳しく批判され、別の産業教育機関が設けられるなどとともに、学校教育の改善が試みられた時代  
戦時下では、我が国の産業が戦時体制に切り替えられ、教育もまたこれに即応するように刷新され、産業教育は一面には盛んになったが、一面には商業教育のように不振になった時代

**戦後以降**

**○ 昭和22年（1947年）「教育基本法」「学校教育法」公布**

- 旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校、青年師範学校などの高等教育機関をすべて単一の4年制の新制大学に再編  
大学：大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的
- 旧制専門学校の中に整備が遅れ新制大学への切り替えが見込まれないものがあつたため、暫定措置として短期大学制度を発足（25年）
- 実業教育費国庫補助法を廃止し、「産業教育振興法」が成立（26年）
- 「専科大学」の創設を内容とする学校教育法の改正法案が国会に提出されたが、成立せず（33年）
- 国民所得倍増計画の策定に伴い、技術者養成の要望の高まりから、工業教育を主体とする高等専門学校を創設（36年）
- 暫定的な制度であつた短期大学を恒久的制度に改正（39年）
- 各種学校は、戦後、主として職業、家政その他實際生活に必要な知識・技術を修得させることを目的とする実用的・専門的な教育機関として発展。その後、専修学校制度が創設（50年）  
(参考文献)「学制百年史」「産業教育百年史」(文部省)

(参考1) 旧制学校時の設置者別学校種別学校数

	中等教育				高等教育			各種学校
	中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	
明治16	173	7	22			64	1	1,275
国立	1	1				2	1	
公立	166	6	11			33		47
私立	6		11			29		1,228
明治36	249	91	237	1,349	8	47	2	1,986
国立	1	1	1	1	8	15	2	
公立	209	82	220	1,284		4		678
私立	39	8	16	64		28		1,308
大正12	468	685	745	14,975	25	121	31	1,694
国立	2	3	2	4	23	40	11	
公立	375	544	654	14,873		6	4	450
私立	91	138	89	98	2	75	16	1,244
昭和8	554	975	1041	15,140	32	171	45	1,950
国立	2	3	1	3	25	50	18	
公立	434	730	748	15,077	3	11	2	157
私立	118	242	293	60	4	110	25	1,793

(参考2) 旧制学校時の設置者別学校種別在学者数

	中等教育				高等教育			各種学校
	中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	
明治16	14,763	450	743			7,148	1,650	58,279
国立	219	101				382	1,650	
公立	13,929	349	354			3,321		2,664
私立	615		389			3,445		55,615
明治36	98,000	25,719	31,160	60,823	5,074	22,445	4,543	114,677
国立	339	333	128	207	5,074	6,799	4,543	
公立	81,941	22,813	28,247	57,376		1,468		25,124
私立	15,720	2,573	2,785	3,245		14,178		89,553
大正12	246,739	239,401	179,860	1,024,774	13,734	54,233	38,731	209,885
国立	854	1,272	148	736	13,379	15,320	15,149	
公立	104,432	182,374	147,748	1,018,712		1,768	1,638	24,690
私立	54,154	55,755	31,964	5326	355	37,145	21,944	185,195
昭和8	327,261	371,807	316,845	1,271,530	20,300	90,262	70,893	209,674
国立	974	1,271	169	580	15,689	23,064	27,901	
公立	272,649	278,384	222,761	1,263,028	2,262	3,396	1,432	12,889
私立	53,638	92,152	93,915	7,922	2,349	63,802	41,560	196,785

# 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

資料: 文部科学省調べ

※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

# 大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)

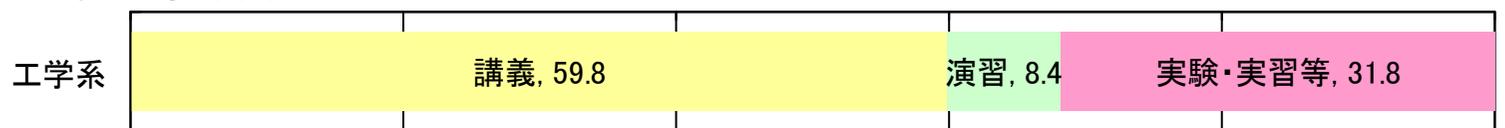
短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は、工業系で最も高く約29%。またビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%

(短期大学)



※ サンプル数 短期大学7校11学科(公立1校1学科、私立6校10学科)

(高等専門学校)

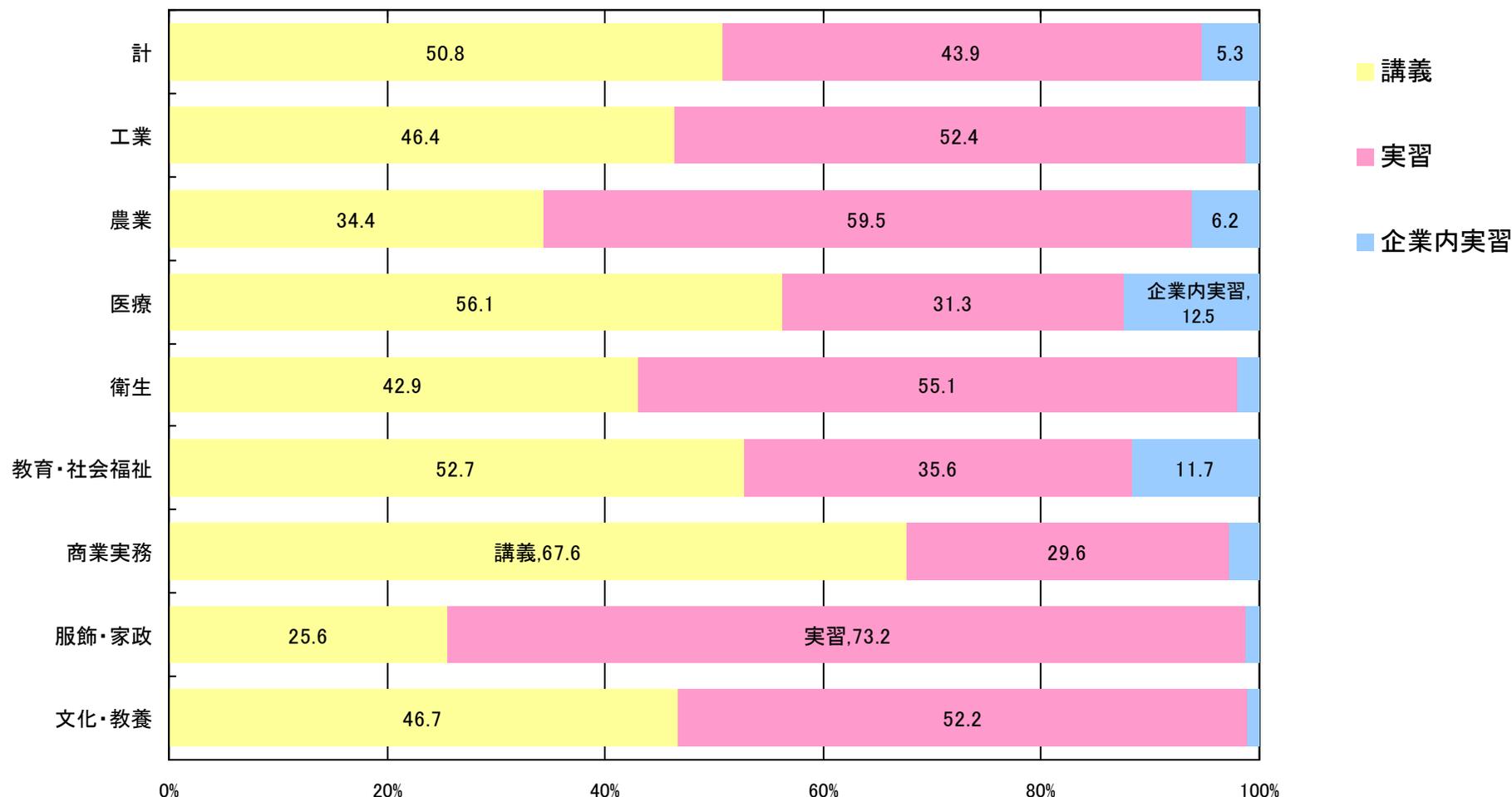


※ 専門科目のカリキュラムにおける割合(一般科目は含まない)  
※ サンプル数 高等専門学校3校6学科(国立3校6学科)

資料: 文部科学省調べ

# 専門学校各分野別の講義、実習、企業内実習の割合

専門学校のカリキュラムに占める実習の割合は、いずれの分野においても高く、約30%を超える傾向



○専門課程を設置する専修学校に対し質問紙による調査を実施(約86%の専門学校から回答)

○総開設授業時数に占める各科目の授業時数の割合を算出

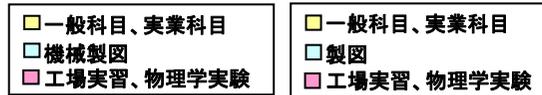
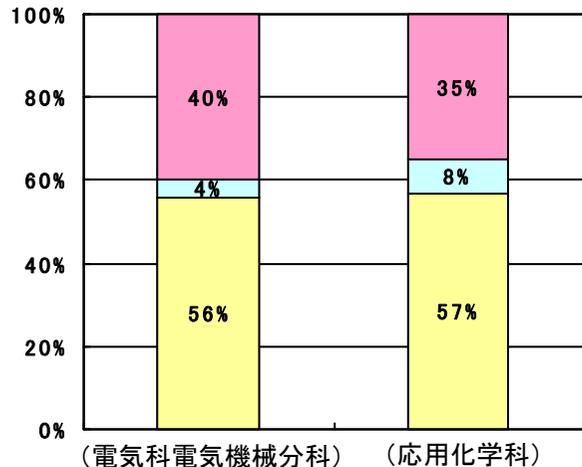
※「実習」には演習、実験、実技含む。

※「企業内実習」は企業や病院等において行われる実習であり、インターンシップを含む。

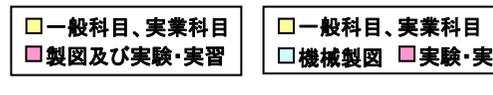
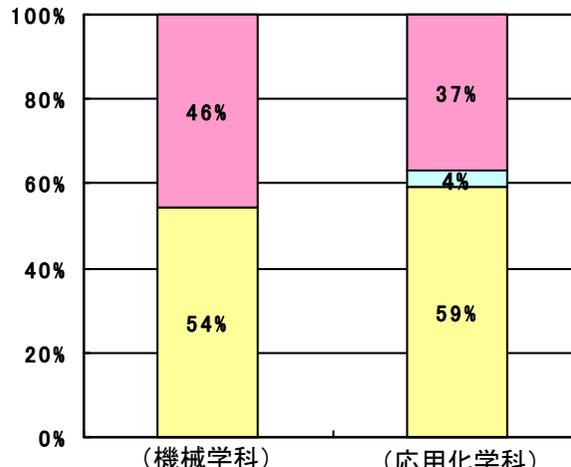
# 旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例

旧制実業専門学校については、カリキュラムに占める実験・実習等の割合が高い

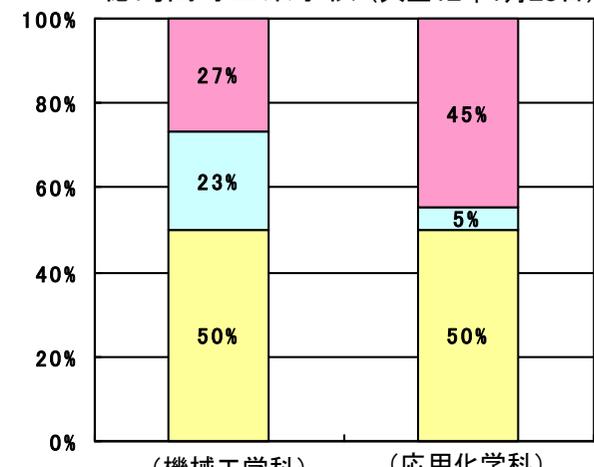
東京高等工業学校（明治38年9月27日）



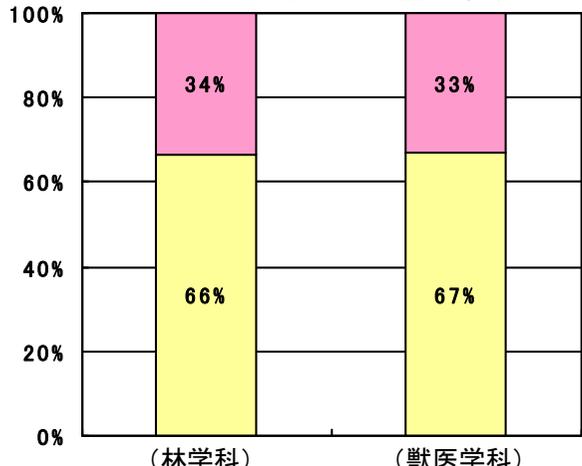
浜松高等工業学校（大正12年3月6日）



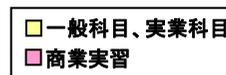
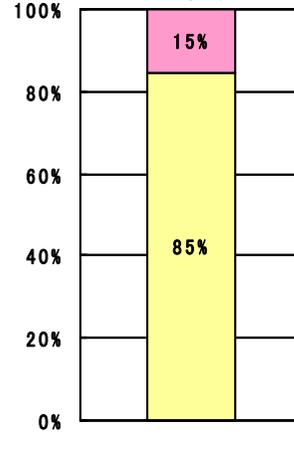
徳島高等工業学校（大正12年1月25日）



盛岡高等農林学校（大正12年1月23日）



山口高等商業学校  
（大正11年6月23日）



(旧制実業専門学校)

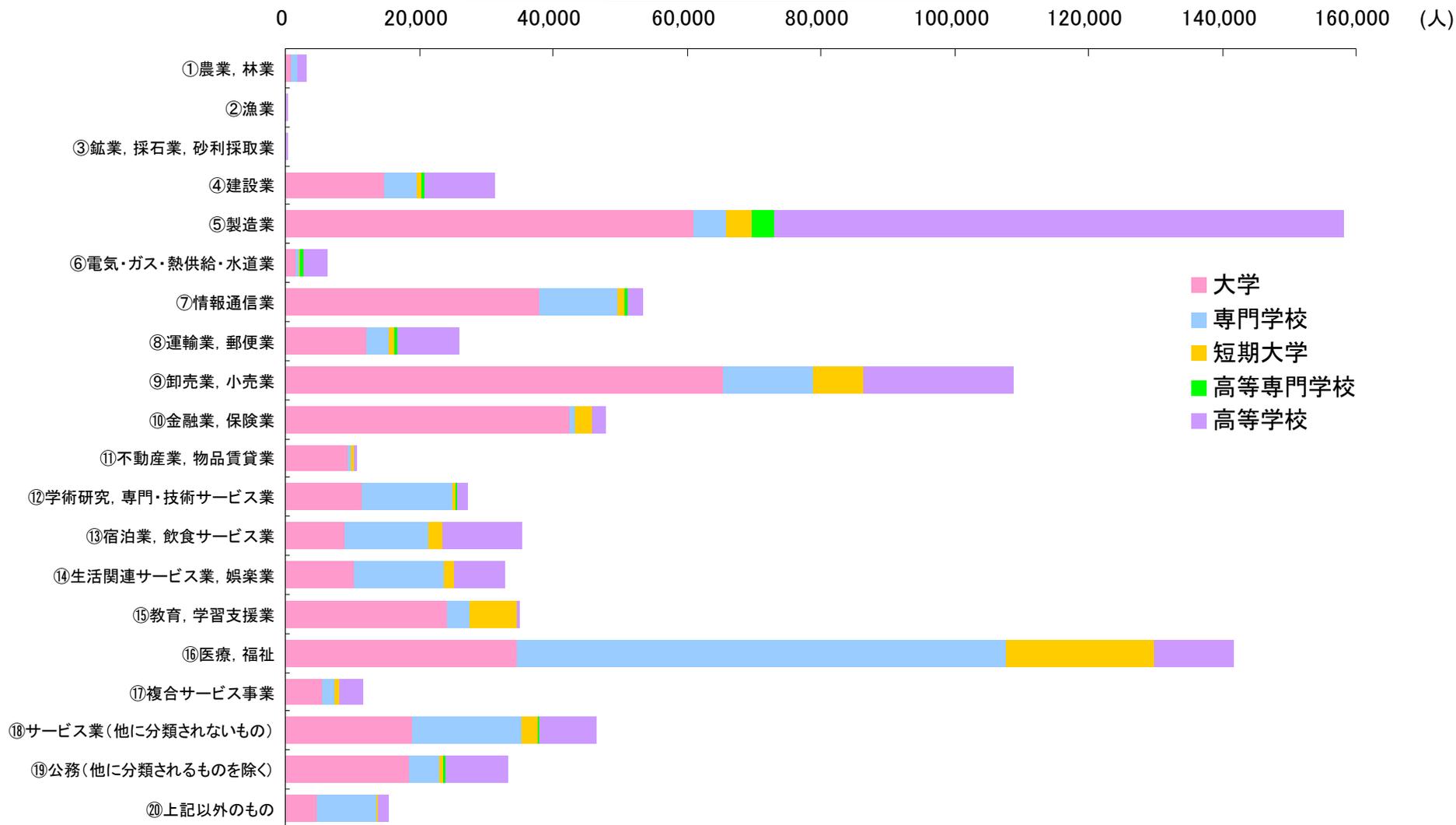
明治36年の専門学校令の制定とともに、実業学校令が改正され、実業学校のうち程度の高い実業教育を施した旧制の高等教育機関。この種の学校は専門学校令の規定によることとした。高等工業学校、高等商業学校、高等農林学校などが分類される。

戦後の学制改革により、多くの学校は国公立の新制大学に改編された。

- ・東京高等工業学校 → 東京工業大学
- ・浜松高等工業学校 → 静岡大学工学部
- ・徳島高等工業学校 → 徳島大学工学部
- ・盛岡高等農林学校 → 岩手大学農学部
- ・山口高等商業学校 → 山口大学経済学部

(資料) 各学校の学科・科目に関する文部省令を基に作成

# 大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校の卒業生の産業別就職者数



(参考: 各学校種ごとの産業別就職者数)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	
大 学	830	68	84	14,812	61,086	1,507	37,929	12,073	65,377	42,546	9,281	11,321	8,864	10,246	24,074	34,658	5,586	19,009	18,498	4,636
短 期 大 学	116	3	12	554	4,007	124	975	839	7,552	2,559	466	538	1,931	1,543	7,097	22,285	558	2,509	644	275
専 門 学 校	946	0	0	4,917	4,728	567	11,725	3,404	13,616	756	567	13,616	12,670	13,427	3,404	72,995	1,891	16,263	4,539	8,888
高 等 専 門 学 校	2	0	8	397	3,207	391	588	366	38	16	18	179	7	15	8	5	56	162	125	22
高 等 学 校	1,205	317	233	10,502	85,282	3,694	2,147	9,141	22,195	2,040	478	1,563	11,729	7,716	428	11,623	3,479	8,627	9,464	1,700

資料: 文部科学省「学校基本調査(H21)」(専門学校については、文部科学省調査(H20)による)

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校の教員資格の概要

大 学	短期大学	高等専門学校	専修学校（専門課程）
<p>（教授の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>① 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>② 研究上の業績が①の者に準ずると認められる者</p> <p>③ 専門職学位を有し、専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>④ 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者</p> <p>⑤ 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>⑥ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>（教授の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>① 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>② 研究上の業績が①の者に準ずると認められる者</p> <p>③ 専門職学位を有し、専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>④ 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあっては実際の技術に秀でていと認められる者</p> <p>⑤ 大学・短期大学・高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者</p> <p>⑥ 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>⑦ 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>（教授の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>① 博士の学位を有する者</p> <p>② 専門職学位を有し、専攻分野に関する業務についての実績を有する者</p> <p>③ 大学・短期大学・高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者</p> <p>④ 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育・研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者</p> <p>⑤ 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>	<p>（教員の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当し、担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者。</p> <p>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</p> <p>② 学校、研究所等において、下記の期間、担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学士の学位を有する者：二年以上</li> <li>・ 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者：四年以上</li> </ul> <p>③ 高等学校において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>④ 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>⑤ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>
<p>（准教授の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>① 教授の資格のいずれかに該当する者</p> <p>② 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者</p> <p>③ 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>④ 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>⑤ 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>（准教授の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>① 教授の資格のいずれかに該当する者</p> <p>② 大学・短期大学・高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者</p> <p>③ 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>④ 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>（准教授の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>① 教授の資格のいずれかに該当する者</p> <p>② 大学・短期大学・高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者</p> <p>③ 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>④ 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>⑤ ①から④までに掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>	
<p>（講師の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 教授又は准教授となることのできる者</p> <p>② その他特殊な専攻分野について、大学における</p>	<p>（講師の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 教授又は准教授となることのできる者</p> <p>② 特定の分野について、短期大学における教育を担</p>	<p>（講師の資格）</p> <p>○ 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 教授又は准教授となることのできる者</p> <p>② 高等学校において教諭の経歴のある者で、かつ、</p>	

教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者 ③ ①②に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者
(助教の資格) ○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者 ① 教授又は准教授の資格のいずれかに該当する者 ② 修士の学位又は専門職学位を有する者 ③ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者	(助教の資格) ○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者 ① 教授・准教授の資格のいずれかに該当する者 ② 修士の学位又は専門職学位を有する者 ③ 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者	(助教の資格) ○ 次のいずれかに該当し、かつ、ふさわしい教育上の能力を有すると認められる者 ① 教授・准教授の資格のいずれかに該当する者 ② 修士の学位又は専門職学位を有する者 ③ 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(助手の資格) ○ 次のいずれかに該当する者 ① 学士の学位を有する者 ② ①の者に準ずる能力を有すると認められる者	(助手の資格) ○ 次のいずれかに該当する者 ① 学士の学位を有する者 ② ①の者に準ずる能力を有すると認められる者	(助手の資格) ○ 次のいずれかに該当する者 ① 学士・短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者 ② ①に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

	専門職大学院	修士課程	博士課程
	<p>○ 専門職大学院には、置かれる教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>① 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 ② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 ③ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>○ 上記の専任教員のうち、一定割合以上（※）は、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（いわゆる「実務家教員」）を含むものとする。</p> <p>実務家教員は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務経能力を有する者とする。</p> <p>（※）一般：3割以上 法科大学院：2割以上 教職大学院：4割以上</p>	<p>○ 大学院には、置かれる教員のうち次のいずれかの資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>① 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ② 研究上の業績が①の者に準ずると認められる者 ③ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ④ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>	<p>○ 大学院には、置かれる教員のうち次のいずれかの資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>① 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ② 研究上の業績が①の者に準ずると認められる者 ③ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>